

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 報

第89号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会
栗東市上砥山232番地
滋賀県工業技術総合センター別館1階
電話(077)535-9210
FAX(077)535-9214
E-mail:info@s-seikan.or.jp
URL: https://www.s-seikan.or.jp
発行日 令和7年1月31日



2025年 新年あいさつ



公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 中 井 清

皆様には、心を新たに、新年をお迎えいただいたこととお喜びいたします。

日頃から、私どもの協会の運営に対し何かとご指導、ご支援をいただき改めて厚くお礼申し上げます。

昨年、能登半島では、新年早々に発生した地震と津波、続く9月の豪雨により甚大な被害を受けられ、復旧に懸命の努力が重ねられています。全国的にも猛暑を始めとした異常気象等による多くの災害に見舞われました。

経済を見ると、円安相場による輸入品価格の高騰が続き、働く人の所得の上昇が要請されるなどのなかで、これらに見合うコスト上昇分をすべての分野で製品・サービス価格に反映されたという状況にはなく、また、人材の確保などの雇用環境も好転したわけではありません。

会員の皆様には、こうした厳しい社会経済環境が続くなかにおいて、ご自身の事業所の経営を着実に進めておられることに深く敬意を表しますとともに、業界、地域社会の発展に貢献を続けてこられていることに感謝いたします。

さて、市町における浄化槽台帳の整備については、滋賀県浄化槽適正処理促進協議会(法定協議会)および作業部会を中心に進捗管理が進められ、各市町では今年3月末で完成することとし、未把握浄化槽の解消を進めていただいております。あわせて、未管理、未検査の浄化槽管理者に対する指導に取り組んでいただいております。引き続き、会員皆様の浄化槽台帳整備についてご理解とご協力をお願いいたします。

国では、令和7年通常国会で、浄化槽法の改正を目指す動きがございます。その概要は、「都道府県から浄化槽管理者への「維持管理義務通知」制度の創設」、「保守点検・清掃の実施状況の報告義務化」、「浄化槽設備士の定期研修制度の導入」などとなっています。制度の内容は、今後、法案で具体的に示されることとなりますが、保守点検・清掃の実施状況の報告を原則、電子的方法によること等が予定されています。今後、法定協議会での協議、調整を重ねるとともに、事業所への導入と運営における必要な支援について、国、県、市町に対し要望していきたいと考えています。

協会は、琵琶湖版SDGs「マザーレイクゴールズ(MLGs)」に賛同して事業に取り組んでいます。本県の生活排水対策の維持・向上に向け、今後も役職員一丸となり、浄化槽の法定検査を中心とした業務を適正・着実に実施します。そして、会員の皆様をはじめ関係者の方々から一層頼りにしてもらえる協会として役割を果たしてまいります。

皆様から、引き続き、ご指導ご鞭撻をいただきますことをお願いいたします。



新年のあいさつ

滋賀県知事 三日月 大造

令和7年を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会の皆様におかれましては、日ごろから浄化槽の法定検査をはじめ、製造、施工および保守点検・清掃の全般にわたり御尽力いただくなど、公共用水域の水質保全や県民の生活環境の向上に貢献いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

本年はいよいよ「大阪・関西万博」、本県での「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」と大規模なイベントの開催を迎えます。「大阪・関西万博」では、古来より営まれてきた琵琶湖と人が共生する暮らしをこの先もつなぎ、SDGsが提唱される以前から体現してきた価値や魅力を世界へ広く発信します。「国スポ・障スポ」では、選手の皆様はもちろん、応援する人、支える人、すべての人が主役として輝ける、滋賀らしい大会を皆様とともにつくっていきたく考えています。

さらに、国民的資産である琵琶湖を保全と再生の両面から大切にしていくため、CO₂ネットゼロ社会づくりや循環経済への移行、生物多様性の保全など様々な環境課題を自分ごととして捉え、行動に繋げるため、「世界湖沼の日」をきっかけとした取組の推進や「琵琶湖版SDGs」であるMLGs（マザーレイクゴールズ）の取組を推進し、目標達成に向けて皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えています。

MLGsの目標の一つである「清らかさを感じる水に」を達成するためには、公共用水域の水質保全は大変重要です。このため「滋賀県污水处理施設整備構想」に基づき、污水处理人口普及率100%を目標に、下水道と浄化槽により地域の実情に沿った生活排水対策に力を入れた取組を進めており、令和5年度末の污水处理人口普及率は99.2%で全国2位と高い状況にあります。

また、水質保全を確かなものにするためには、優れた浄化性能を有するとともに、地震等の災害における浄化槽の果たす役割への期待は大きく、その污水处理能力を最大限発揮させるために、浄化槽の保守点検や清掃、法定検査等の適正な維持管理の推進に取り組まれている皆様が重要な役割を担っていただいていることはいまでもありません。

今後とも、お力添えを賜りますよう皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。

三日月知事に要望しました

滋賀県の令和7年度予算編成にあたり、新年1月7日(火)に県庁副知事室において江島宏治副知事に要望を行いました。

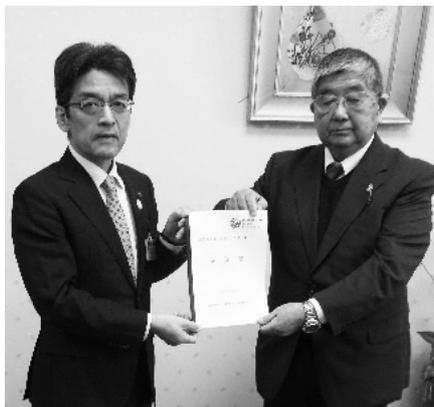
協会から中井会長、長谷川副会長、宮下副会長、鈴木副会長、八田常務理事が出席し、県当局から青山循環社会推進課課長、同課中村係長、同課福本主査が同席されました。

出席者から、浄化槽の適正な維持管理に向けた取組には浄化槽台帳整備は必須であり、速やかに浄化槽台帳の整備を完了し未管理浄化槽や未検査浄化槽に対する助言、指導に移行されるよう県主導の下、協議会運営等を通じ市町をはじめ関係者に対する一層のご指導をお願いすると要望するとともに、自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進めていただくことなどを要望しました。

その後の意見交換で、副知事からは、「県有施設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、着手済みのものや令和7年度の予算で予定する施設もあり、少しずつではあるが進めていきたい。また浄化槽台帳整備の取組状況については、保守点検、清掃業者情報との突合に至る第3段階までは令和6年度中に目途がつきつつあるとのことで、次の段階に進めるよう、引き続き市町に対して指導、支援していきたい。」との認識が示されました。

《要望事項》

1. 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃および法定検査）の推進
 - (1) 浄化槽の適正な維持管理に向けた取組
 - (2) 浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保
 - (3) 浄化槽の新設入れ替えに必要な経費に対する助成制度の整備
2. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図るための支援等
 - (1) 自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
 - (2) 合併処理浄化槽への転換に伴う助成策の充実
3. 公的施設（避難所）における浄化槽の整備促進
4. 下水道区域の徹底した見直しと適切な汚水処理施設整備計画の策定
5. 協会運営に対する支援



【要望書を手渡す長谷川伸夫副会長】



【江島副知事を囲んで】

滋賀県浄化槽適正処理促進協議会および作業部会が開催されました

令和6年9月12日(木)に令和6年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会(法定協議会)の第1回作業部会が開催され、浄化槽台帳整備の進捗状況や課題について話し合われました。

協議会においては台帳整備の完了を令和5年度中とされ、一部未完の部分が残る市町は当該市町の示すスケジュールに沿って速やかに完了することとなっていることから令和6年度末までには完了させることとされました。

また、さる1月21日(火)には、第5回滋賀県浄化槽適正処理促進協議会が開催され、県事務局から浄化槽台帳の完了状況は、完了した市が2市、第3段階作業中が11市町との報告があり、今後市町が示すスケジュールを順守し令和7年3月末までには必ず完了させることとされました。

引き続き第2回作業部会が開催され、浄化槽台帳の整備後、維持管理情報等が適宜更新されるなど台帳精度が維持されるよう事業者および市町の視点から台帳整備に係る事務負担を出来るだけ軽減する手法が検討されました。

具体的には(1)維持管理情報等の提供方法の標準化として、県内統一の電子的報告様式や浄化槽管理番号の附番について、(2)浄化槽台帳の管理方法として、報告されてくる電子情報の受け皿として台帳の一層のシステム化や共通台帳の導入等について検討されました。

今後、国から示されてくる全国標準報告様式などを確認して引き続き検討していくこととされました。



【第5回滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の様子】



【令和6年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会 第2回作業部会の様子】

令和7年度定時総会は令和7年5月27日(火)に開催します

令和6年11月21日(木)に第46回理事会(於:滋賀県工業技術総合センター別館3階研修室)を開催し、令和7年度定時総会は令和7年5月27日(火)に開催することが決定されました。

なお、当日の議題は次のとおりです。

- 〔報告事項〕 1 職務の執行状況について
- (1) 浄化槽の適正管理に向けた取り組みについて
 - (2) 自由民主党への要望について
 - (3) 令和6年度滋賀県浄化槽管理士研修の実施について
 - (4) 「浄化槽の日」の関連事業について
 - (5) その他
- 2 予備審査・法定検査の進捗状況について
- 〔協議事項〕 1 事業区分の見直し及び収益事業の廃止(案)について
- 2 今後の役員会等の日程(案)について

職務の執行状況について、中井会長より次のように報告がありました。

- 令和6年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の第1回作業部会が、令和6年9月12日に開かれ各市町の浄化槽台帳整備等の取り組み状況について情報共有され、各市町の完了予定期日めざして進めることとされたこと。
- 不適正浄化槽への改善指導の状況について報告されたこと。
- 浄化槽の維持管理情報の提供方法の動向について報告されたこと。
- 令和7年1月に第5回の滋賀県浄化槽適正処理促進協議会を開催する予定であること。
- 令和6年6月13日に、中井会長及び長谷川副会長、宮下副会長、鈴木副会長、北川浩理事が自由民主党滋賀県議会議員団に対して令和7年度滋賀県予算に関する要望活動を行い、「いずれの要望についても予算獲得について支援していく。」との回答を得たこと。
- 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の定時総会、製造・施工委員会、第38回全国浄化槽大会、及び全浄連近畿ブロック協議会へ出席したこと。

続いて、八田常務理事より次のように報告がありました。

- 令和6年度滋賀県浄化槽管理士研修を令和6年11月27日に、草津市の市民総合交流センター(キラリエ草津)にて開催を予定していること。
- 滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の作業部会において協議した啓発チラシを、浄化槽の管理者に対して適正な維持管理を図っていただくため、保守点検業者の協力を得て配付したこと。
- 県民向けの啓発については、10月に3回の「ラジオスポット」による啓発を実施したこと。

さらに協議事項として、八田常務理事より事業区分の見直し及び収益事業の廃止(案)について、収益事業内業務の事業区分の見直し案や変更認定申請に伴う事前協議経過等について説明があり、協議したところ異議なく承認されました。



【理事会の様子】

「令和6年度滋賀県浄化槽管理士研修」を開催しました

令和2年4月の改正浄化槽法の施行を受け、滋賀県及び大津市では「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」が改正され、浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置く浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内（3年間）に1回以上、知事及び大津市長が指定する浄化槽に関する研修を受けさせなければならないこととなりました。当協会が研修実施事業者となり、令和6年11月27日（水）に草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津）において開催しました。当日は51名の方が受講されました。次回の「滋賀県浄化槽管理士研修」の詳細は、決まり次第ホームページ等でご案内します。



【浄化槽管理士研修の様子】

法定検査精度管理委員会を開催しました

令和7年1月23日（木）に学識経験者や行政機関、指定検査機関の各委員による「法定検査精度管理委員会」を開催しました。本委員会は、10人槽以下の浄化槽を対象に実施している効率化11条検査の精度を確保するため、効率化検査の実施状況に対する客観的評価や制度の運用改善に資することを目的に実施するものです。当日は、次の議題に基づきそれぞれ審議を行った結果、引き続き効率化検査の適正な運用を行ない、浄化槽管理者に対する使用上の注意の啓発に努めることとされました。

- ① 効率化11条検査の実施状況について
- ② 二次検査の実施状況について
- ③ クロスチェック検査の実施状況について



【委員会の様子】

啓 発 活 動

○啓発チラシの配付

滋賀県浄化槽適正処理促進協議会では10月1日の「浄化槽の日」を中心に10月を『浄化槽適正処理促進月間』として設定し、浄化槽管理者（所有者）に対して適正な維持管理を行っていただくため、「浄化槽管理者の義務」や市町からの「指導助言」についての内容を含んだ啓発チラシを作成し、保守点検業者様のご協力を得て浄化槽管理者（所有者）に対し配付しました。

【啓発チラシ】



表



裏

○ラジオスポットによる啓発

県民向けの啓発については、今年度も「エフエム滋賀ラジオスポット」によるラジオCM放送を実施しました。

エフエム滋賀ラジオスポット 放送日：令和6年10月1日（火）午前7時42分

令和6年10月18日（金）午後6時47分

令和6年10月27日（日）午後1時55分に放送しました。

それではここで、滋賀県と滋賀県生活環境事業協会からのお知らせです。

10月は「浄化槽適正処理促進月間」です。浄化槽は、トイレや台所・お風呂などからの排水を微生物の働きにより浄化し、放流するための設備です。

浄化槽をお使いの皆様には、保守点検・清掃・法定検査の実施が法律で義務づけられています。各市町（しまち）では、浄化槽台帳の情報をもとに浄化槽をお使いの皆様への適正な維持管理に関する指導等を行っています。適正に浄化槽の維持管理がされていない場合には、浄化槽法による罰則が適用されることもあります。

生活排水をきれいにし琵琶湖の水質を守るため、浄化槽の適正な維持管理をお願いします。

以上、滋賀県と滋賀県生活環境事業協会からのお知らせでした。

都道府県別汚水処理人口普及状況

令和5年度末現在の都道府県別汚水処理人口普及状況は以下のとおりです。(汚水処理人口普及率の高い順)

都道府県名	汚水処理人口普及率	順位	総人口 (千人)	汚水処理人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落排水施設等 (千人)	合併処理浄化槽 (千人)	うち			コミュニティ・プラント (千人)
								浄化槽市町村整備事業等 (千人)	浄化槽設置整備 (千人)	左記以外 (千人)	
東京都	99.9%	1	13,916	13,899	13,869	2	26	5	8	13	2
滋賀県	99.2%	2	1,406	1,395	1,307	56	32	0	14	18	0
兵庫県	99.0%	3	5,408	5,356	5,094	123	92	9	59	24	48
京都府	98.8%	4	2,478	2,447	2,368	37	42	11	22	9	0
神奈川県	98.5%	5	9,206	9,066	8,943	3	120	4	40	76	0
長野県	98.3%	6	2,018	1,984	1,726	144	114	15	81	18	1
大阪府	98.3%	7	8,764	8,617	8,492	1	125	4	25	95	0
富山県	97.8%	8	1,014	992	889	76	26	1	16	9	1
福井県	97.8%	9	749	733	627	79	27	2	22	3	0
北海道	96.5%	10	5,060	4,883	4,655	61	167	53	69	44	0
鳥取県	96.0%	11	537	516	401	88	27	4	13	10	0
石川県	95.3%	12	1,102	1,050	945	50	53	10	12	31	2
福岡県	94.6%	13	5,081	4,806	4,285	50	465	54	278	134	6
山形県	94.5%	14	1,020	964	809	68	87	19	44	23	0
岐阜県	94.2%	15	1,958	1,845	1,532	101	208	9	138	61	4
埼玉県	94.0%	16	7,374	6,933	6,164	79	689	25	186	478	1
宮城県	93.6%	17	2,231	2,089	1,868	60	159	41	78	40	2
愛知県	93.2%	18	7,482	6,971	6,101	131	729	22	234	473	9
奈良県	91.3%	19	1,310	1,196	1,093	6	96	3	36	58	1
千葉県	91.2%	20	6,308	5,751	4,895	45	803	10	283	509	7
広島県	90.7%	21	2,737	2,483	2,122	48	312	14	159	138	1
山口県	90.0%	22	1,301	1,171	903	57	210	6	134	71	0
熊本県	89.9%	23	1,719	1,546	1,222	63	261	33	177	51	0
栃木県	89.9%	24	1,910	1,717	1,332	74	310	7	248	58	1
新潟県	89.9%	25	2,124	1,910	1,669	115	126	13	34	78	0
宮崎県	89.7%	26	1,053	944	650	46	248	19	181	48	0
三重県	89.6%	27	1,750	1,568	1,068	90	406	17	228	161	4
秋田県	89.6%	28	917	821	634	81	106	18	67	22	0
岡山県	89.0%	29	1,842	1,640	1,299	33	308	16	207	85	0
茨城県	88.1%	30	2,855	2,515	1,868	148	492	14	216	262	7
沖縄県	88.1%	31	1,478	1,302	1,067	73	161	7	142	0	0
佐賀県	87.7%	32	797	699	514	56	129	52	56	21	0
福島県	87.1%	33	1,783	1,553	998	114	437	36	263	139	4
山梨県	87.0%	34	803	699	557	15	125	8	50	67	2
鹿児島県	85.7%	35	1,563	1,341	684	39	613	43	434	137	5
静岡県	85.7%	36	3,592	3,076	2,369	26	670	14	416	240	11
岩手県	85.4%	37	1,163	993	739	89	163	39	95	29	1
群馬県	85.0%	38	1,913	1,626	1,085	115	408	24	264	121	19
長崎県	84.2%	39	1,280	1,078	828	46	199	14	147	37	5
島根県	83.8%	40	646	542	340	88	110	28	52	30	4
愛媛県	83.7%	41	1,305	1,093	754	36	301	24	167	110	1
青森県	83.1%	42	1,194	992	759	103	130	10	44	76	0
大分県	82.8%	43	1,106	916	617	29	269	11	182	77	1
香川県	81.9%	44	944	774	445	14	314	12	237	66	0
高知県	78.6%	45	670	526	281	20	224	12	136	76	1
和歌山県	70.7%	46	908	642	274	40	328	14	197	117	0
徳島県	68.5%	47	705	483	138	19	323	15	174	135	3
全 国	93.3%	-	124,483	116,144	101,279	2,938	11,772	824	6,229	4,719	154

(注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

市町別処理人口普及状況 (環境省 HP より)

令和5年度末現在の各市町別汚水処理人口普及率は以下のとおりです。

(単位：%)

	汚水処理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率		汚水処理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率
大津市	99.0	0.5	高島市	99.3	4.7
彦根市	97.1	4.8	東近江市	99.1	0.7
長浜市	100.0	0.2	米原市	100.0	0.3
近江八幡市	99.6	14.9	日野町	99.7	1.0
草津市 ※	100.0	0.2	竜王町	100.0	8.5
守山市	99.8	0.1	愛荘町	99.8	0.6
栗東市 ※	100.0	0.0	豊郷町 ※	100.0	0.0
甲賀市	97.6	7.9	甲良町	99.9	0.0
野洲市	99.4	0.4	多賀町	99.0	2.5
湖南市	99.3	0.6	滋賀県計	99.2	2.3

市町名に「※」がついたものは、普及率を四捨五入した結果100.0%となる市町を示しています。

令和5年度 11条検査 市町別検査結果

(通常検査分) + (効率化検査分)

(単位：基)

市町名	合計	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽			
		イ	ロ	ハ	小計	イ	ロ	ハ	小計
大津市	1,337	218	152	9	379	562	405	17	958
彦根市	2,785	543	289	5	837	1,190	700	13	1,948
長浜市	302	39	65	3	107	75	117	4	195
近江八幡市	2,646	73	49	2	124	1,772	730	4	2,522
草津市	230	29	24	3	56	63	105	8	174
守山市	248	47	66	5	118	62	60	2	130
栗東市	215	57	42	2	101	53	65	1	114
甲賀市	2,929	380	338	13	731	1,137	1,077	17	2,198
野洲市	73	17	15	0	32	17	24	0	41
湖南市	427	120	143	10	273	66	79	2	154
高島市	1,126	26	28	1	55	620	454	8	1,071
東近江市	1,095	109	56	2	167	577	364	6	928
米原市	296	51	65	2	118	94	84	6	178
日野町	237	46	23	1	70	106	49	0	167
竜王町	278	52	39	0	91	108	77	0	187
愛荘町	126	25	21	1	47	42	37	0	79
豊郷町	23	7	2	0	9	10	5	1	14
甲良町	36	9	1	0	10	17	7	1	26
多賀町	182	25	13	1	39	91	54	3	143
合計	14,591	1,873	1,431	60	3,364	6,662	4,493	93	11,227

検査結果は、イ：「適正」、ロ：「おおむね適正」、ハ：「不適正」で表しています。

浄化槽設置届予備審査件数 (件数順)

令和6年4月から12月末現在の市町別予備審査件数は以下のとおりです。

(単位：件)

(単位：件)

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
高島市	35	7	42	39	3	0
近江八幡市	29	5	34	31	3	0
甲賀市	16	8	24	16	8	0
大津市	8	7	15	12	3	0
彦根市	9	5	14	10	3	1
長浜市	3	3	6	2	4	0
東近江市	4	2	6	3	2	1
竜王町	3	1	4	3	0	1
栗東市	2	1	3	1	2	0
米原市	1	2	3	1	1	1
日野町	1	2	3	1	2	0

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
守山市	2	0	2	1	1	0
多賀町	0	2	2	2	0	0
草津市	0	1	1	1	0	0
愛荘町	1	0	1	1	0	0
甲良町	0	1	1	1	0	0
野洲市	0	0	0	0	0	0
湖南市	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0
合計	114	47	161	125	32	4

前年度同月の状況 (令和5年12月末)

県合計	122	54	176	138	34	4
-----	-----	----	-----	-----	----	---

注) 申請種別欄 建：建築確認を伴うもの 浄：浄化槽法に基づくもの

令和7年3月に指定採水員指定講習会を予定しています

10人槽以下の浄化槽を対象にした効率化11条検査は、その一次検査業務を指定採水員が行うこととされています。

そこで、指定採水員の指定を受けていただくための講習会を3月4日(火)、5日(水)に予定しています。

令和4年3月に受講していただいた方々は令和7年3月末で有効期限が満了となりますので、本講習会を受講してください。

また、新たに指定採水員の指定を受けようとする方も本講習会を受講してください。

各保守点検業者宛に送付しました講習会開催案内に同封の受講申込書により申し込んでください。

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232番地

滋賀県工業技術総合センター別館1階

TEL 077-535-9210 / 535-9211

FAX 077-535-9214

